

記入例

鳥羽市長 中村 欣一郎
(公 印 省 略)

鳥羽市低所得世帯支援給付金（非課税世帯/均等割のみ課税世帯/子ども加算分）支給要件確認書

鳥羽市低所得世帯支援給付金（非課税世帯・均等割のみ課税世帯分）について、令和6年度の住民税の課税状況等に基づき、支給対象者に該当すると思われるため、以下のとおり支給内容をお知らせします。
以下の内容をよく確認して、**令和6年10月31日（消印有効）までに**、この確認書を返送してください。（世帯主が確認し、支給口座に変更がない場合はオンライン手続も可能です。）

支給予定額	250,000 円【内訳：基本分 100,000 円 +(子ども加算分 50,000 円 × 3 人※④)】
-------	--

⇒ 支給を受けるためには、期限までに手続きが必要です！

◆以下の項目を確認し、当てはまっているものにはチェック欄（□）にチェック（✓）を入れてください。

☒	① 令和5年度に実施された低所得者世帯対象（非課税世帯：7万円、または均等割のみ課税世帯：10万円）の給付金の対象世帯ではありません。
☒	② 住民税が課税されている方の扶養親族等のみの世帯ではありません。
☒	③ 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
☒	④ 子ども加算分の人数に間違いはありません。（0人の場合でも間違いなければ✓してください。）
※①～④に当てはまる場合は、 ※④に当てはまる場合は、	①～④の内容を確認し、当てはまるものにはチェック欄に✓を入れてください。 該当し、給付金が受け取れます。 ため、給付金を受け取れません。 ）場合は、別途 子ども加算にかかる申請をするこ

◆上記の記入内容に相違ない場合には、以下の項目を記入してください。

確 認 日					世 帯 主 氏 名	電話番号(日中に連絡がとれるもの)
令和6年	8	月	1	日	鳥羽 太郎	090-0000-0000

支給日	確認書を受理した日からおおむね4週間後（あくまでも目安です。）		
振込先	●●銀行	●●支店	普通
口 座	*****	トバ タロウ	

変更があれば
裏面（1）へ

※振込先口座の情報は、鳥羽市役所（〒520-0801 鳥羽市本町1-1-1）の窓口で振込先口座情報を記載しています。（鳥羽市が以前に給付金の振込みで

・ 振込先口座情報に訂正や変更がない場合

⇒裏面は記入不要です。

・ 振込先口座情報が未記載や振込先の訂正や変更がある場合

⇒裏面も記入し、必要な添付書類を同封してください。

【(1) 表面の振込先口座欄が空欄の場合や、異なる口座への振込を希望する場合】

⇒下欄に記入の上、世帯主本人確認書類および振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

※この手続きをもって、公金受取口座の登録が完了します。
また、既に登録している公金受取口座

※長期間入出金のない口座を記入しないで

※世帯主の本人確認書類と振込先口座確認書類の添付を忘れずに！

金融機関名		支店名		分類	口座番号						
ひだまり		鳥羽		1 普通	0	0	0	1	0	8	4
1.銀行 3.信濃連 2.金庫 4.農協		本店・支店 本所・支所 出張所		2 当座	口座名義（カナのみ）※通帳の表記に合わせてください						
金融機関番号	1 0 8 4	店番号	1 0 8	トバ タロウ							

添付書類の例

- ① 世帯主の本人確認書類の写し
マイナンバーカード（表面のみ） 運転免許証 健康保険証等のいずれか1つ
（マイナンバー）
- ② 振込先金融機関の口座確認書類（公金受取口座の写し）

以下(2) 代理人欄は、以下の場合に記入をお願いします。

- ・ 代理人が世帯主（宛名）に代わって記入する場合
- ・ 世帯主（宛名）以外の口座を希望する場合

※代理人の本人確認書類の添付を忘れずに！

【(2) 世帯主以外の者

下欄を記入の上、世帯主と代理人の本人確認書類を添付してください。

代理人	フリガナ 代理人氏名	世帯主との関係	代理人の生年月日	代理人住所
代理人	トバ ハナコ	妻	明治・大正・昭和・平成	鳥羽市大明東町2番5号 日中に連絡可能な電話番号 080 (0000) 0000
	鳥羽 花子		XX 年 XX 月 XX 日	
委任状	上記の者を代理人と認め、鳥羽市低所得世帯支援給付金（非課税世帯/均等割のみ課税世帯/子ども加算分）の下記事項を委任します。			
	※法定代理の場合は、委任状は不要ですが、登記事項証明書の写しを提出してください。		☐ 確認	署名（世帯主氏名） 鳥羽 太郎
			☐ 受給	
			☐ 確認および受給	

添付書類の例

- ① 世帯主の本人確認書類の写し
マイナンバーカード（表面のみ） 運転免許証 健康保険証等のいずれか1つ
（マイナンバー）
- ② 代理人の本人確認書類の写し
マイナンバーカード（表面のみ） 運転免許証 健康保険証等のいずれか1つ
（マイナンバー）
（注）成年後見人・保佐人・補助人が代理人として手続する場合には、登記事項証明書の写しも提出してください。

【確認】本書を世帯主に代わって確認・記入した方

【受給】世帯主以外の口座への振込みを希望される方

【注意事項】

※子ども加算分の対象となる子どもは、世帯内（同じ住民票）の平成18年4月2日以降に生まれた子ども（18歳に達する日以降最初の3月31日までの子ども）です。ただし、単身で学校の寮に入っている等により住民票が別になっている場合（他の世帯員として加算の対象になっている場合を除く）でも、生計同一であることが確認できる場合には、申請により受給することができます。

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※確認内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※申請期限は令和6年10月31日（消印有効）です。期限までに返信や手続きがない場合、本給付金の支給を辞退したとみなします。

※書類不備や振込エラーなどにより支払いが完了しない場合、鳥羽市が定める期限までに必要な修正がされないと給付金を受け取ることはできません。